

財政状況等一覧表（平成20年度）

(単位:百万円)

団体名 逗子市

標準収入額等 A	普通交付額等 B	国庫財政対応 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
10,416	584	505	11,505

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	17,078	16,428	650	614	1	16,242	
一般会計等	17,078	16,428	650	614		16,242	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
下水道事業特別会計	2,200	2,170	30	30	1,025	7,283	4,843	
国民健康保険事業特別会計	6,251	6,038	213	213	655	-	-	
介護保険事業特別会計	3,938	3,762	176	176	554	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	858	833	25	25	106	-	-	
老人保健医療事業特別会計	705	612	93	93	0	-	-	
公営企業会計等 計				537		7,283	4,843	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
神奈川県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	2,535	1,943	592	588	26	-	-	
神奈川県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	478,584	471,179	7,405	7,405	606	-	-	
一部事務組合等 計				7,993		-	-	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の出資金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務原価に 係る償還残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
逗子市土地開発公社	0	7	5	30	0	2,573		2,573	
(財)逗葉地域医療センター	1	373	3	16	0				
(財)かながわ健康財団	4	797	1	0	0				
(財)かながわ海岸美化財団	△1	1,826	16	6	0				
(株)パブリックサービス	6	75	5	0	0				
地方公社・第三セクター等 計			30	52	0	2,573		2,573	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
財政調整基金	721	1,221	500
減債基金	-	-	-
その他充当可能基金	752	941	189
充当可能基金計	1,473	2,162	689

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	-	-	-	13.12	20.00	下水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	18.12	40.00				
実質公債費比率	4.4	4.4	0.0	25.0	35.0				
将来負担比率	100.3	84.8	△15.5	350.0					
財政力指数	0.97	0.96	△0.01						
経常収支比率	96.1	99.0	2.9						

(注) 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。

※表示単位未満を四捨五入しているため、計や差引が符合しない場合がある。